



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月22日(金) 第10161号

目次

	ページ
告 示	
○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課)	2
○保安林予定森林(森林保全課)	3
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請(農業構造政策課)	3
選挙管理委員会告示	
○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	4
公安委員会規則	
○群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則(交通規制課)	5
警察本部告示	
○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示(警務課)	11

■ 告 示

◎群馬県告示第309号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示(平成20年群馬県告示第479号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

群馬県知事 山本 一 太

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部前橋市の項中「公益財団法人群馬銀行環境財団」を「公益財団法人ぐんぎん財団」に改め、同表条例第37条の3第1項第8号に掲げる寄附金の部高崎市の項中

学校法人和田学園に対する寄附金
準学校法人中央総合学園に対する寄附金
準学校法人藤仁館学園に対する寄附金

を

学校法人和田学園に対する寄附金
準学校法人藤仁館学園に対する寄附金

に改め、同部桐生市の項中

学校法人常広寺学園に対する寄附金
学校法人白ゆり学園に対する寄附金

を

学校法人白ゆり学園に対する寄附金

に改め、同表条例第37条の3第1項第9号

に掲げる寄附金の部前橋市の項中

社会福祉法人しののめ会に対する寄附金
社会福祉法人下川会に対する寄附金
社会福祉法人照隅会に対する寄附金

を

社会福祉法人しののめ会に対する寄附金
社会福祉法人照隅会に対する寄附金

に改め、同部高崎市の項中

社会福祉法人マグノリアニセンに対する寄附金
社会福祉法人まこと会に対する寄附金
社会福祉法人三喜会に対する寄附金

を

社会福祉法人マグノリアニセンに対する寄附金
社会福祉法人三喜会に対する寄附金

に改め、同部太田市の項中

社会福祉法人秋千会に対する寄附金
社会福祉法人寿恵会に対する寄附金
社会福祉法人翔龍会に対する寄附金

を

社会福祉法人仁泉会に対する寄附金
社会福祉法人仁和会に対する寄附金

社会福祉法人秋千会に対する寄附金	に、
社会福祉法人翔龍会に対する寄附金	
社会福祉法人仁和会に対する寄附金	

社会福祉法人善美会に対する寄附金	を
社会福祉法人大樹会に対する寄附金	

社会福祉法人善美会に対する寄附金	に改める。
社会福祉法人蒼和会に対する寄附金	
社会福祉法人大樹会に対する寄附金	

2の項中「支出したもの」の次に「（認定の有効期間が更新された場合にあっては、当該更新後の有効期間内に支出したものを含む。）」を加える。

◎群馬県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和5年12月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 沼田市白沢町下古語父字関口1302、1304

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申

請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
館林市傍示塚町字悪途319番1	畑	333	(亡) 谷津善美
館林市傍示塚町字悪途319番2	畑	178	(亡) 谷津善美

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在になることが見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（米麦）

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年3月1日	令和16年2月28日まで (10年間)	36,780円 (年額7,200円/10a)

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年1月5日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第164号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

表2の項中「メリィホームよしい 同 吉井町片山575-1」を 「メリィホームよしい 同 吉井町片山
皇樹の杜まごころ 同 中泉町63

575-1
2-1」に改める。

■ 公安委員会規則

群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第11号

群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則（平成25年群馬県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県規制除外車両に係る事前の届出、確認の手続等に関する規則

目次中「第2章 緊急通行車両等に係る手続（第3条―第6条）」を「第2章 削除」に改める。

第1条を次のように改める。

第1条 この規則は、災害応急対策等の円滑な実施に資するため、群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う規制除外車両であることの確認に関し、事前の届出の制度を定めるとともに、当該確認の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条から第6条まで 削除

第7条第1項中「次の各号に該当する」を「次に掲げる」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同項第1号ア中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加える。

第8条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、「2通」を削り、同項後段及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規制除外車両事前届出書には、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 前条第1項第2号に規定する車両 車検証記録事項記載書面（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証その他これらに類するものとして公安委員会が認める書類をいう。以下同じ。）及び医師若しくは歯科医師の免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- (2) 前条第1項第3号に規定する車両 車検証記録事項記載書面及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- (3) 前条第1項第4号に規定する車両 車検証記録事項記載書面及び車両の写真（ナンバープレート（道路運送車両法第19条に規定する自動車登録番号標、同法第73条に規定する車両番号標その他これらに類するものとして公安委員会が認めるものをいう。以下同じ。）及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (4) 前条第1項第5号に規定する車両 車検証記録事項記載書面及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を輸送する車両については、建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

第9条第1項中「とき」を「場合」に、「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に、「規制除外届出済証」を「除外届出済証」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 除外届出済証の交付を受けた者は、規制除外事前届出の内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた理由等を記載した書面に除外届出済証を添えて、当該変更が生じた規制除外事前届出に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部を経由して公安委員会に届け出るとともに、当該変更の事実を疎明する書類を当該警察署又は警察本部において提示するものとする。

第9条に次の3項を加える。

- 3 除外届出済証の交付を受けた者は、除外届出済証を亡失し、又は滅失した場合は書面により、除外届出済証を汚損し、又は破損した場合は汚損し、又は破損した除外届出済証を添えて書面により、当該除外届出済証に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部を経由して公安委員会に届け出るものとする。この場合において、次項の規定により除外届出済証の再交付を受けた後、亡失した除外届出済証を発見したときは、速やかに、公安委員会に発見した除外届出済証を返納するものとする。
- 4 公安委員会は、前2項の規定による届出があったときは、除外届出済証の再交付を行うものとし、再交付する除外届出済証には、再と朱書きするものとする。
- 5 除外届出済証の交付を受けた者は、当該規制除外事前届出に係る車両が規制除外車両として使用される車両に該当しなくなった場合、当該車両が廃車となった場合その他次条第1項に規定する規制除外車両確認を受ける必要性がなくなった場合は、速やかに、除外届出済証を返納するものとする。

第10条第1項中「の各号」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 規制除外車両確認は、除外届出済証（他の都道府県公安委員会が交付した除外届出済証に相当する書類を含む。以下この条において同じ。）の交付を受けている車両にあっては警察本部、警察署又は公安委員会が定める交通検問所において行い、除外届出済証の交付を受けていない車両にあっては警察署において行うものとする。ただし、除外届出済証の交付を受けていない車両に係る規制除外車両確認を警察署以外の場所において行う必要があると公安委員会が認める場合は、この限りでない。

第10条に次の3項を加える。

- 3 規制除外車両確認を受けようとする者は、規制除外車両確認申出書（別記様式第2号）を公安委員会に提出するものとする。
- 4 前項の規制除外車両確認申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類の写しを添付するものとする。
 - (1) 除外届出済証の交付を受けている者 当該除外届出済証
 - (2) 除外届出済証の交付を受けていない者 当該規制除外車両確認に係る車両が第8条第3項各号に掲げる車両である場合にあっては当該各号に定める書類、第7条第1項第6号に掲げる車両である場合にあっては公安委員会が指定する書類
- 5 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から規制除外車両確認を求める旨の申出があった場合は、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して規制除外車両確認を行うものとする。

第11条第1項中「証明書」を「除外証明書」に改め、同条第2項中「標章」の次に「及び除外証明書」を加える。

第12条中「証明書」を「除外証明書」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第8条、第9条関係)

<p>災害 応急対策用 緊急事態 保護措置用 国民保護</p> <p>規制除外車両事前届出書</p> <p>群馬県公安委員会殿</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者住所 (電話) 氏名</p>	<p>災害 応急対策用 緊急事態 保護措置用 国民保護</p> <p>規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>群馬県公安委員会 印</p>
<p>番号標に表 示されている番 号</p> <p>車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)</p>	<p>(注)</p> <p>1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。</p> <p>(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 規制除外車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>車両の 使用者</p> <p>住所 () 局 番</p> <p>氏名又は 名称</p> <p>活 動 地 域</p>	
<p>(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。</p>	

別記様式第2号(規格A4)(第10条関係)

		年 月 日
群馬県公安委員会 殿		
規制除外車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又 は名称	
緊急 連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備 考		

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(規格A4)(第11条関係)

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
群馬県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
有 効 期 限		
備 考		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第4号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（令和3年群馬県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

別表の7の項中「群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則」を「群馬県規制除外車両に係る事前の届出、確認の手続等に関する規則」に、「第3条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。